



国立大学リスクマネジメント情報

2025(令和7年11月号)

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

大学のリスクと国大協保険 ～ ⑦借家人賠償責任補償特約 ～

本号は、大学のリスクと国大協保険の連載の続きです。

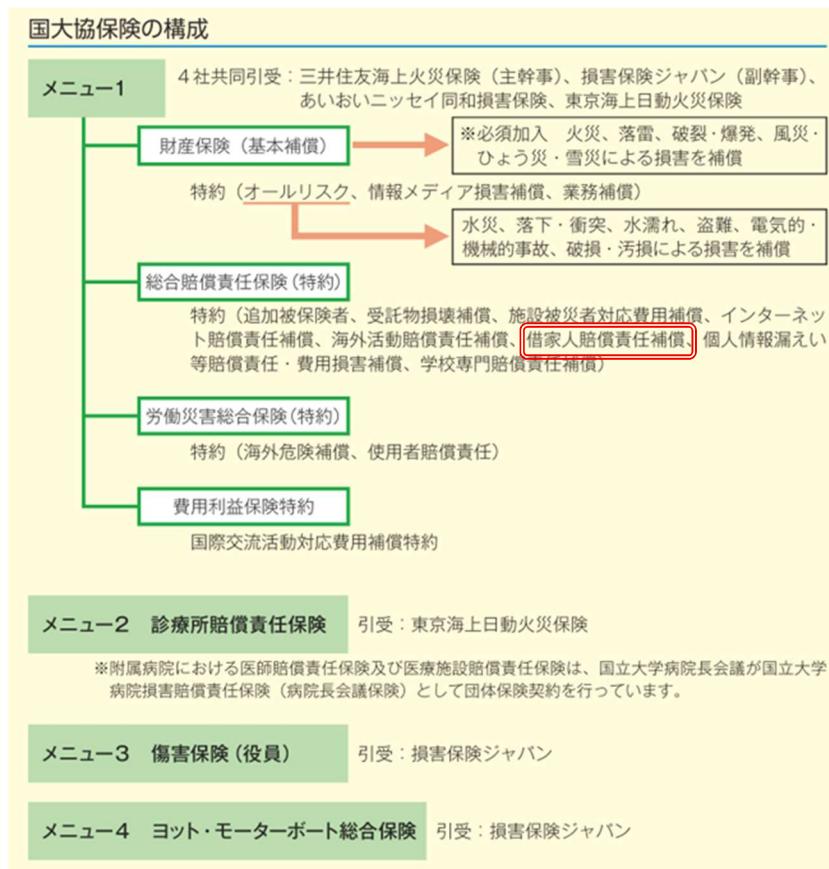
メニュー1総合賠償責任保険特約では補償できない部分のうち、借家人賠償責任を補償する特約について取り上げます。

1. 借家人賠償責任と保険

職員や学生の宿舎のために民間の住居を借り上げたり、サテライトキャンパスや産学連携等のためにビルの一部や一棟を借り上げたりと、大学の活動のために施設を借用使用する事があります。

これらの借用建物については、他人から借用し占有管理することから前号で取り上げた受託物に該当し、一般の賠償責任保険では免責となります。国大協保険メニュー1の賠償系保険の基本となる総合賠償責任保険特約でも、これらは受託物として免責となります。

大学が施設を借り上げた場合、大学は貸主に対して善良なる管理者の注意義務、原状回復義務を負つており、何らかの理由により大学が借用施設に損害を与えたときは、債務不履行による賠償責任が発生します。このような借家人の賠償責任を国大協保険で補償するのが、メニュー1借家人賠償責任補償特約です。





2. メニュー1借家人賠償責任補償特約

(1)補償の基本

メニュー1借家人賠償責任補償特約の保険金をお支払いする場合は、以下のとおりで、火災、破裂または爆発、漏水・水濡れ事故による貸主に対する法律上の賠償責任を補償します。

国立大学法人あるいは大学共同利用機関法人が次に掲げる事故により、借用施設に財物損壊が生じた場合に借用施設についてその貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (1)火災
- (2)破裂または爆発
- (3)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

(2)借用施設の範囲

対象となる借用施設は、賃貸借契約または貸借契約により借用し、施設台帳等で管理する以下の施設です。

① 借用住居

役員、使用人または学生・研修生等の居住の用に供する施設(他の国立大学法人等から借用する施設を含みます。)

② 借用事務所

事務所または研究室等として使用する施設(講演会等のため一時的に借用する施設を除き、共同研究等共同で借用する施設も含みます。)

(3)支払われる保険金

支払われる保険金は次のとおりで、メニュー1総合賠償責任保険の支払われる内容と同じになります。

- ①損害賠償金
- ②争訟費用
- ③緊急措置費用
- ④損害防止、権利保全行使費用
- ⑤協力費用

<以下>をご参照ください。

情報誌2025年9月号
大学のリスクと国大協保険～⑤総合賠償責任保険特約～
https://www.janu-s.co.jp/mail_magazine/backnumber_202509.html



3.財産保険での対応

大学が借り受けた建物や部屋の損害に対応するには、借家人賠償責任補償特約の補償対象とするほか、国大協保険メニュー1の明記物件2②(占有管理する他人所有物)として申告して財産保険(基本補償)・オールリスク特約の補償対象とすることが可能です。

補償内容の違いは次の表のとおりです。支払限度額や補償事由等が異なります。財産保険(基本補償)・オールリスク特約の場合は、補償事由が増え、かつ賠償責任が発生しない事故についても補償が可能になります。

また、事故が発生した際の保険金の支払いの算定の仕方が異なります。損害賠償は時価額を基本としているので、借家人賠償責任補償特約では保険金のお支払いも時価額となります。これに対し、財産保険(基本補償)・オールリスク特約での対応の場合には申告した保険金のお支払いは取得価額となります。

なお、一般的には建物所有者が火事や自然災害に備えて火災保険に入ると考えますが、貸与の際の条件で、借主である大学が火災保険に加入する必要がある場合は、明記物件2②として申告することで対応が可能です。

<借用建物と保険>

	明記物件2② (占有管理する他人所有物)	借家人賠償責任補償特約
単位	借用部分単位	住居は戸室単位 事務所等は、一建物内で2以上の部屋を借用する場合は全体で1戸室とみなします
保険価額	当該建物(部分)の取得価額 又は、国大協保険の簡易法により算出	(賠償額は時価額)
支払限度額	財産保険(基本補償):当該大学が設定する額 (1事故につき) オールリスク特約: 1億・10億・50億円(1事故)	1000万・3000万・5000万・1億円 (1戸室・1事故)
免責金額	財産保険(基本補償): 60・100・500万円(1事故) オールリスク特約: 60・100・500・1000万円(1事故)	5万円(1事故)
補償事由	<財産保険(基本補償)> 火災、落雷、破裂・爆発、風災・ ひょう災・雪災 <オールリスク特約> 水災、電気的事故、機械的事故、 外部からの物体の落下・衝突、 水濡れ、暴力破壊行為、建物板ガラス破損、 盗難、破損・汚損	火災、破裂・爆発、 給排水設備に生じた事故による漏水、放水 または溢水

4.共用施設・共用部分での対応

他機関と共同で建物を借り受けて使用する場合には、使用する範囲を特定したり損害に対する対応について協定を結ぶなどして上記3.による対応を行ってください。



< 冬の火災にご用心 >

例年、冬になると卒論・修論のための実験が終盤を迎え、深夜、早朝、年末年始休暇で教職員がいない時に実験を行うこともあると思います。

そのような中で、火災が発生すると、火災の発見から通報、消火までの時間がかかり、損害が拡大する可能性があります。

実験による火災だけでなく、最近ではコンセントの老朽化やバッテリーの充電等が原因で無人時に出火し被害が大きくなった火災が発生しています。

人がいない時間帯に火災が発生しないよう万全の対策を施してください！！

- 極力、深夜・早朝に係るような実験は行わない。やむを得ず行う場合は、事前に実験計画をよく確認し、研究室が無人状態にならないようにする。
- 無人状態でのバッテリー等の充電は行わない。
- 年末年始休暇の前には電気機器、実験機器の周囲を清掃する。不要な電源は切っておく。

<最近の火災事例>

事故概要	保険金支払額
実験研究棟で火災。およそ 40 平方メートルの実験室が全焼。午前 2 時過ぎに学生が通報して発覚。前日の午後 3 時半頃まで学生が実験を行っていた。	約 1,900 万円
大型解析装置を置いてある部屋の 1 角に実験廃棄物を一時保管していたところ、出火。煙損により大型解析装置に被害。	約 9 千万円
深夜に研究室のコンセントから出火し、研究室を焼損。同じフロアに煙が広がり広範囲に煙損。	約 1 億 8 千万円
携帯用掃除機のリチウムイオンバッテリー充電中に何らかの不具合でバッテリーまたは充電器から出火。煙・煤損等により被害拡大。	約 1 億 9 千万円
休暇中にコンセントから出火し、近くの段ボール等に引火し被害拡大。休暇中で火災の発見から通報、消火対応が遅れ、出火元の研究室がある研究棟全体に被害が拡大。	約 10 億円

※過去の NEWS PICKUP や国大協保険金支払事例より作成

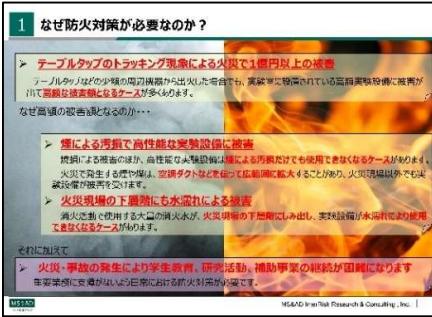
火災防止チェックリストを使ってください！！>

研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。

添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

大学の火災事故が増えています！！点検を行ってください！！

入手はこちら ⇒ <https://www.janu-s.co.jp/fire accident.html>





2025. 10 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

10. 22 ○大学付属病院が労働基準監督署から医師らの長時間労働や未払い残業に関する是正勧告や指導を受けていたことが判明。院内から未払い残業代の支払いを求める訴えがあり、労基署が2023年9月に立ち入り検査に入った。長時間労働や未払い残業に関する調査、長時間労働者の産業医への報告体制の不備など計11項目の是正勧告と4項目の指導票の交付を受けた。病院の2024年度の「医師労働時間短縮計画」によると、2022年度実績で年間の時間外・休日労働時間が2000時間を超える医師が約30診療科のうち11科におり、臨床研修医にもいた。過労死ラインである年960時間の倍以上にあたる。
10. 22 ○大学で2020年4月から勤務していた上席研究員が不当な雇い止めにあったとして、地位確認などを求めた訴訟で高裁は、原告側の訴えを認めて雇い止めを無効とする判決を言い渡した。上席研究員は1年ごとに有期雇用契約を更新していたが、所属する研究センターの廃止を理由に2022年3月で雇い止めとなつた。原告側は当初から2023年4月以降は無期雇用となる契約だと主張。判決では「契約更新が期待できる合理的な理由がある」とし、雇い止めを有効とする大学の主張を退けた。
10. 29 ○大学の元助教が産休・育休明けに降格を事実上強要され、後に雇い止めにあったほか、同じ研究室の上司の教授からハラスメントを受けたとして、大学と教授に計約1150万円の損害賠償を求めて地裁に提訴。元助教は5年任期で採用されていたが、産休・育休明けに教授から1年更新の職種への切り替えを要求され、元助教は教授と3年雇用するとの覚書を交わし1年更新の博士研究員になったが、実際は1年で雇止めとなつた。

<事件・事故>

火災

10. 3 3日正午すぎ、○大学で研究室の一部を焼く火事があった。校舎の4階の研究室で「何かが燃えている」と大学職員が消防に通報。火は約30分後にはほぼ消し止められたが、研究室の窓ガラスなどが焼けた。出火当時、構内には500人ほどの学生がいたが、全員グランドに避難した。ケガ人はいなかったが、午後の講義は取りやめられた。警察などが出火原因を調べている。
10. 3 ○大学の実験室で2009年に起きた爆発事故で呼吸器疾患を患ったとして、当時の学生が大学などに約3億円の損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は大学側の上告を退け大学側の敗訴が決定した。元学生は講師の指示を受け廃液の処理作業中に容器が爆発、発生した有毒ガスを吸い、閉塞性細気管支炎と診断された。一審の判決は事故と疾患の因果関係を認め、教育研究活動中の事故で「講師らは元学生の安全確保に必要な措置を講じる義務があった」とし、大学に約1億5千万円の支払いを命じた。2025年2月の高裁の判決もこれを支持していた。

10. 16 今年9月、○大学が管理するメールアドレスに「殺されてえのか」「これ以上無視続けていると建物を爆破する羽目になっちゃうけどいいのか？」といったメールを送信し、大学の業務を妨害したとして男が威力業務妨害の疑いで逮捕。メールを受け大学では職員や学生の安全確保のため警備員を増員したほか、職員の巡回を増やすなどの対応をとつた。

10. 20 20日前10時50分ごろ、○大学関係者から「20代くらいの男性が倒れていて、呼吸をしていない」と119番通報。救急隊が駆けつけたが、特別研究学生の死亡がその場で確認された。死因は酸素欠乏だった。大学は28日、記者会見をし、19日に停電があり、室温上昇を防ぐためにドライアイスが使用されたが、特別研究学生所属の研究室の学生らに周知されておらず、大学側も把握していなかったと明らかにした。

10. 20 ○大学の非常勤講師が宿泊していたホテルの5階客室の窓を割って飛び降り、約13メートル下の歩道を歩いていた女性に接触した。2人は病院に搬送されたが、女性は胸や足の骨折などで全治3ヶ月の重傷、非常勤講師は左肩を骨折するなどした。警察は、非常勤講師が自殺を図って女性を巻き添えにした過失傷害の疑いもあるとみて調べている。

10. 23 23日午後1時50分ごろ、○大学工学部のキャンパスで「建物の一階部分から爆発音がして黒煙が上がっており」と学生から消防に通報があった。火はおよそ40分後に消し止められたが、工学部工学科の実験室にある実験器具などおよそ50平方メートルが焼けた。警察によると当時、室内には誰もおらず、エアコンの耐久性の検査で機械を動かしていて、そこから火が出た可能性が高いとみて調べている。

10. 23 ○大学の食堂で食中毒が発生し、市は、2日間の営業停止処分にしたと発表。保健所に16日、市内の医療機関から「入院中の患者からサルモネラ属菌が検出された」と連絡があり、その後の検査で10日と12日、または13日のいずれかで食堂を利用、もしくは調理された弁当を食べた20人のうち、12人が腹痛や下痢、発熱などの症状があり、便からはサルモネラ属菌が検出された。食堂は18日から営業を自粛。

10. 24 ○大学病院が2014年内視鏡検査後に患者に対し治療が推奨されていたにも関わらず、治療が行われず、11年後の今年7月に発覚した医療事故があったと発表。2014年11月、耳鼻咽喉・頭頸部外科で咽頭部の治療を行う前の検査として、上部消化管の内視鏡検査を行ったところ偶然食道に腫瘍が見つかった。当時、治療を行うよう推奨する検査報告書が担当医の手に渡っていたが、治療は行われなかつた。患者は2017年以降、来院していなかつたが今年7月に別の疾患で再受診。過去の受診データなどから、腫瘍の治療が行われていなかつたことが判明した。治療を継続している。現在は予期しない重要な消火器内視鏡の所見



- が見つかった場合は、治療が行われているか確認・督促する仕組みが構築されている。
10. 28 ○大学構内の外国人留学生の宿舎の近くで、学生が体長約1メートルのクマ1頭を目撃し警察に通報。大学は安全確保のため、全ての学部で28日午後の講義を臨時休講としていて、休講は29日も続く予定。警察は、まだ近くにクマがいるとして警戒にあたるとともに、付近の住民に注意を呼びかけている。
10. 31 ○大学に10月30日の夜、爆破予告のメールが届いていた。翌31日に出勤した職員がメールに気づき、大学側は31日午後1時から授業を休講にし、キャンパス内の見回りをしている。大学は警察と連携し、警戒に当たるとしている。

＜入試等関連＞

10. 10 ○大学は、今年2月に行った一般入試の前期日程で「生物」の問題に出題ミスがあったと発表。県外の予備校関係者から指摘を受け判明したもので、大学は関係する設問2問について生物を受験した282人全員を正解とすることを決定。再度、合否判定を行ったところ、農学科で新たに4人が合格となった。このほか、農学科に合格していた4人も志望度のより高いコースに合格することがわかった。新たな合格者4人の中にはすでに他の大学に進学している人もいて、個別に連絡をとり、大学に入学するかどうか本人の意向に沿うように対応する。大学は再発防止を図る検討委員会を設置する。
10. 10 ○大学は、第2年次学士編入学試験で出題ミスがあったと発表。当該問題は問題文中に詳細な条件を提示しておらず、条件によっては複数パターンの正解が生じることから不適切な出題と判断、受験生全員を正解とした。受験生からの問い合わせでミスが判明。
10. 31 ○大学の前期日程の「外国語」の試験で、正解となる選択肢の英単語の表記に誤りが見つかった。外部の出版社からの指摘で判明。誤りが見つかった問題について、受験者全員を正解とする対応をとり、採点をやり直したところ、新たに4人が合格となった。新たな合格者については、本人や保護者に謝罪と説明を行い、入学を希望する場合は学修支援などを行うとしている。

＜情報セキュリティ＞

10. 1 ○大学は、不正アクセスによる個人情報流出について発表。教員2名のIDが不正に利用され、その時点でメールサーバに保存されていたメールのインデックスが取得された可能性が判明した。流出した可能性があるのは、過去にドメイン上にアカウントを有する、特定の教員A、Bにメール送信した1082名の差出人のメールアドレス、氏名などの個人情報。大学は対象者に、個別にメールで連絡を行う。
10. 8 ○大学は7日、英語外部試験の成績証明番号などを大学のWebサイトに一定期間、誤掲載していたと発表。対象は、スコアを大学に直送した受験生の計3418件で、いずれも英語学位プログラムの入学試験に関連したもの。公開されていたのは、IELTSの成績証明番号とTOEFL iBTの予約番号の一覧。IELTSではこの番号を使って受験生の氏名、生年月日、顔写真、スコア等の詳細を確認できる仕組みになっている。今回は番号がWeb上に掲載されていたため、大学以外の認定機関からも情報が照会できる可能性がある。大学は、これらの番号を通じて第三者機関が試験機関のサイトで成績情報を照会できる点を認識していなかった。9月9日に、学内関係者からの指摘を受け掲載が発覚した。現在、当該ページは削除済みで、第三者による照会・利用の形跡は確認されていない。
10. 10 ○大学は、英語検定試験「TOEIC IP」の案内を学生にメールで一斉送信した際、誤って宛先として学生569人分のローマ字表記の氏名と大学が発行した学生用アドレスを表示した状態で送ったと発表。誤送信が起きたのは試験の業務を委託する大学消費生活協同組合が送った2件のメール。本来は受信者に他者のアドレスを表示しない「BCC」欄に入力して送信するはずだったが、誤って全員が表示される「CC」欄で送った。大学は学生に謝罪するとともに、メールの削除を依頼。今後、不正利用が疑われる事案が発生した場合の相談窓口も案内した。
10. 22 ○大学は、私鉄電車の出入りロードア上部に掲示した大学の紙媒体の広告物に、何者かが無関係のサイトに誘導する偽の二次元コード(QRコード)を貼り付ける事案があったことをX(旧ツイッター)などで明らかにした。大学は「悪意がある可能性があり、二次元コードを見かけでも読み込まないで」と呼びかけている。偽の二次元コードに気づいた電車の利用者がXに状況を投稿。それを見た学内の関係者が大学側に報告して発覚した。大学は私鉄に連絡、私鉄が点検したところ、被害が確認された。大学は警察に状況を相談し、今後の対応を検討している。

＜ハラスメント＞

10. 27 ○大学は、教授が2023年から複数回にわたり、部下の非常勤教員に対して人格を否定するような内容のメールを送ったり、時間外勤務の申請が実際には多いことを認識してながらも事実確認をせず、勤怠管理を正しく行わなかったなど、パワハラをしたなどとして戒告処分。大学は再発防止策としてハラスメント相談窓口に新たに外部からの相談員を1人配置する。

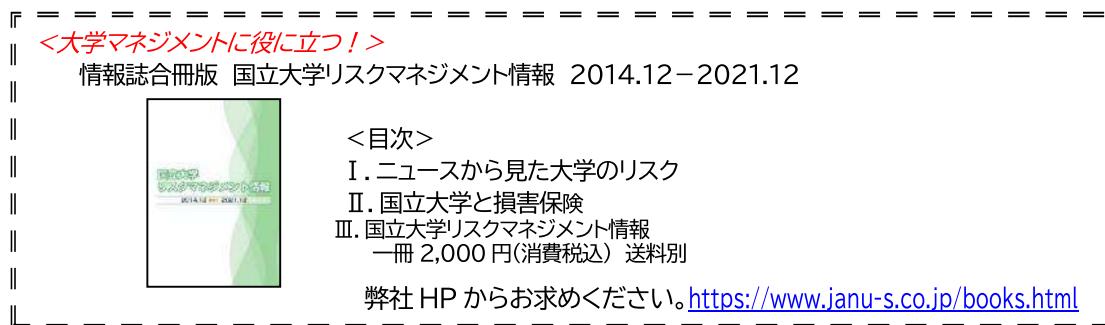


＜学生・教職員の不祥事＞

10. 1 ○大学の教授が2025年4月、大学関係者の女性につきまとなどの行為をし、警察から禁止命令を受けたにも関わらず8月に、女性のスマホに「話をしたい」などメールを送りストーカー行為をしたとしてストーカー規制法違反の疑いで逮捕。
10. 3 ○大学の教員が2025年5月10日、酒気を帯びた状態で自家用車を運転したとして停職5ヶ月の懲戒処分。
10. 7 ○大学の元職員が2024年11月～2025年7月、大学構内のロッカーから女性用ハーフパンツを抜き取り、体液を付けて汚したとして器物損壊の疑いで逮捕。ネット掲示板にわいせつな画像が掲載されているとして、大学などから警視庁に相談が寄せられていた。
10. 7 ○大学の学生が通行人につきまとって歩き、しつこく悪質な客引き行為をしたとして県迷惑防止条例違反の疑いで逮捕。
10. 10 ○大学は、職員が2024年3月から2025年9月までの間に、本来の職務ではない学生サークル間の金銭の調整を行う立場であるかのような振る舞いをして、虚偽の説明をし、複数の学生サークルなどの会計から金銭を振り込ませるなどし、私的に競輪に使っていたと発表。現時点で判明している被害額は約714万円で、10日までに全額返金されている。
10. 12 ○大学の学生が運転していた2人乗りのバイクがトンネル内で転倒し、同乗していた女性が死亡したとして過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕。現場のトンネルはカーブしていて、警察はバイクのスピードやハンドル操作などに問題がなかったか詳しく調べる方針。今後容疑を過失運転致死に切り替えて捜査を進める。
10. 13 ○大学の教授が運転していた車が交差点でバイクと衝突し、バイクを運転していた男性が肋骨を折るケガをしたとして過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕。
10. 22 ○大学の学生が中学校に侵入し、校舎2階の生徒らがいない教室の机に置かれていた手提げカバンに入っていた生徒の財布から、現金2千円を盗んだとして建造物侵入と窃盗の疑いで逮捕。
10. 23 ○大学の学生が6月30日、自分が通う大学の女子トイレに侵入し、手に持ったスマートフォンを個室トイレの上部から個室内に差し向け、女性の性的な姿を撮影したなどとして建造物侵入、性的な姿撮影処罰法違反・未遂の疑いで再逮捕。学生は10月12日に、公共施設の女子トイレに侵入した疑いで逮捕されていて、その後警察が押収したスマートフォンを解析したところ女性の性的な姿を撮影した動画が見つかるなどしたため、再逮捕に至った。
10. 27 自称大学生の男がホテルの風呂場脱衣所で、棚に置かれた衣類収納かごにスマートフォンを設置し、面識のある女子大学生の脱衣中の姿を動画撮影したとして性的な姿撮影の疑いで逮捕。
10. 29 ○大学の教授が10月5日～15日の間、女性に対して複数回スマホのメッセージアプリを利用して面会を要求したり、女性の勤務先で待ち伏せするなどしたとしてストーカー規制法違反の疑いで逮捕。
10. 31 ○大学の学生が市営住宅の共用部分に正当な理由がないのに侵入し、飛び降り自殺をしようとしたとして邸宅侵入の疑いで現行犯逮捕。学生は直前にバイクを無免許運転中、女性と接触して膝にすり傷などを負わせ、救護することなく立ち去っていた。学生が「無免許で事故を起こしたので死のうと思う」と110番したのを受けて警察が現場に駆け付け、約5時間にわたって説得し、身柄を確保した。

＜不正行為＞

10. 15 ○大学研究所で5年前に判明した研究資金の不正支出問題をめぐり、大学が元所長に2億円の損害賠償を求めた裁判で和解が成立し、元所長が大学に解決金3300万円を支払うことがわかった。大学は、研究所で動物を飼育する檻の設置をめぐり5億円の不正支出があったと発表し、不正に関与していたとして当時の所長を懲戒解雇していた。これに対し、元所長は大学の処分は無効だとして大学を訴え、大学側は退職金の返還と大学が返還した補助金のうち2億円の支払いなどを求めて元所長を訴えていた。





海外ミニ情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

＜米：教育省の多くの事業の他省への移管＞

アメリカではトランプ大統領がかねてより教育省の廃止を目指すとの方針を示し、人員削減等も進められてきましたが、11/18にマクマホン教育長官は4つの省との間で教育省の多くの事業の移管が合意されたと発表しました。

それによれば高等教育機関や初等中等教育機関対象の多数の支援プログラムが労働省に移管され、労働力開発と教育の一体的推進が実現できるとしています。さらに、国際教育、外国語研究、フルブライト・プログラムなどが国務省に、外国の医師資格認定が保健福祉省に、ネイティブ・アメリカンの教育が内務省に移管されます。マクマホン長官は連邦の官僚的統制を排して州に教育を返す大胆な改革であり、教育省は各省と連携しつつプログラムの改善やベスト・プラクティスの収集などで引き続き重要な役割を果たしていくとしています。

これに対しては、立法府にしか行えない教育省の廃止に事実上つながるとの批判や懸念が出されています。また、フルブライト・プログラムなどの存続に安堵する声もありますが、プログラムが存続しても実際に十分な予算が計上されるかどうかが重要との指摘もあります。

<https://www.ed.gov/about/news/press-release/us-department-of-education-announces-six-new-agency-partnerships-break-federal-bureaucracy>

<https://www.chronicle.com/blogs/the-trump-agenda/trump-administration-continues-efforts-to-dismantle-the-education-department>

<https://www.insidehighered.com/news/government/student-aid-policy/2025/11/18/mcmahon-breaks-more-education-department>

<https://thepienews.com/education-department-dismantling-sees-study-abroad-initiatives-transferred-to-state/>

＜韓国：大学入学者選抜における校内暴力・いじめの履歴の評価＞

韓国では2026年から大学入学者選抜において受験者の過去の校内暴力・いじめの履歴の評価を行うことを各大学に義務付けていますが、既に多くの大学が2025年の入学者選抜からこれを導入しており、その結果、韓国のトップ10大学のうち6大学で45人が不合格とされたとのことです。不合格者はソウル国立大学で2人、慶北大学では22人と多数に上っています。韓国の学校では生徒に対する懲戒のレベルを1(書面での謝罪)から9(退学)の9段階としていますが、慶北大学ではこれらの段階に応じて10-150ポイントを差し引くとの厳密なルールを設けて適用したとのことです。ソウル教育大学校などの10の国立教員養成大学では、来年から校内暴力等の履歴があればそのレベルを問わず自動的に入学資格を喪失させるという無寛容方針を探るとしています。

こうした動向は、韓国でかつて単なる個人的な問題とされてきた校内暴力・いじめが、今日では重大な社会問題と捉えられるようになったという文化の変化の反映と見られています。一方で、大学の役割を踏み越えるのではないか、排除によりかえって不公平さを強めるのではないかと懸念する声も聞かれます。

<https://www.timeshighereducation.com/news/korea-school-bully-ban-turns-universities-moral-gatekeepers>

<https://www.straitstimes.com/asia/east-asia/bullies-need-not-apply-south-korean-university-applicants-rejected-for-school-violence-records>

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただいております。（無料）配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

バックナンバー

25. 10月 大学のリスクと国大協保険

～⑥受託物損壊補償特約～

25. 9月 大学のリスクと国大協保険

～⑤総合賠償責任保険特約～

25. 8月 火災事故低減に向けた対策（3）

25. 7月 高圧ガスの危険と安全対策

25. 6月 大学のリスクと国大協保険

～④賠償事故に対する保険適用の基本

の考え方～

※弊社ホームページからダウンロードできます。

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

発行 有限会社 国大協サービス

東京都千代田区神田神保町一丁目41番地

協力 三井住友海上火災保険株式会社